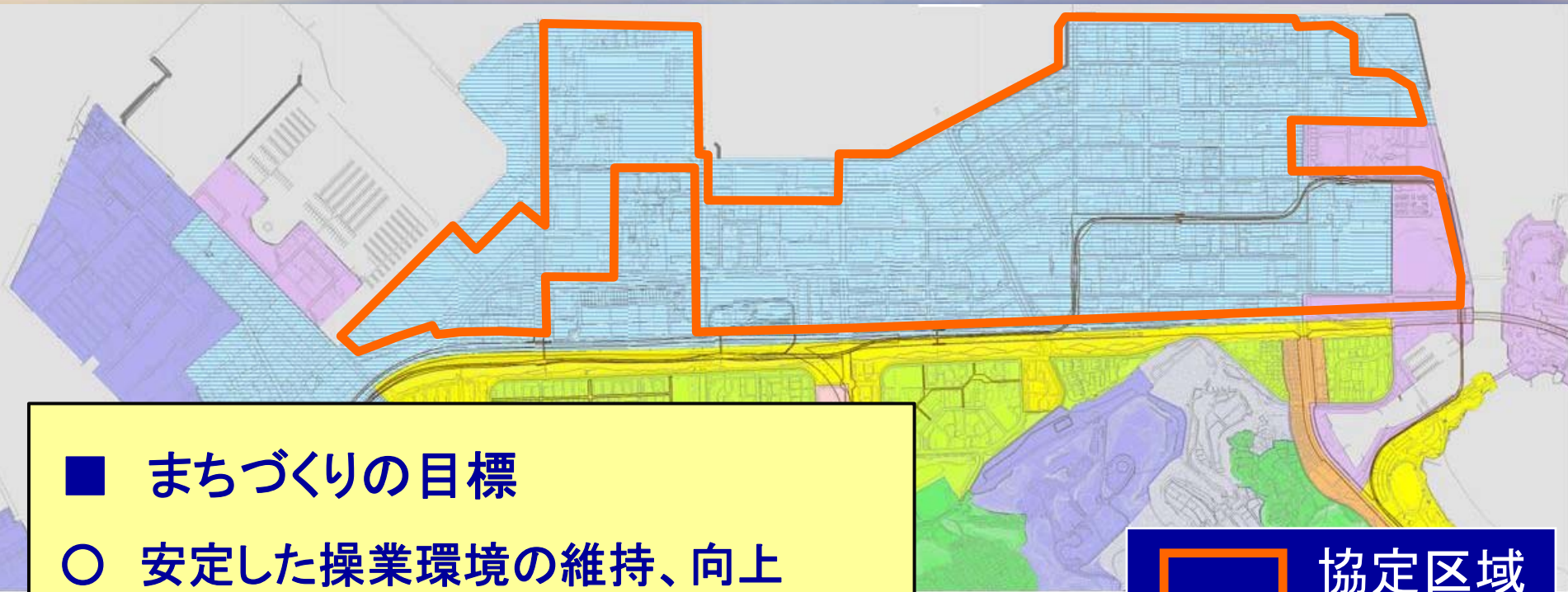


金沢産業団地土地利用協定

■ 協定の区域：約 400ha



■ まちづくりの目標

- 安定した操業環境の維持、向上
- 地域社会との調和
- 緑の保全と形成
- 公害防止

■ 方針

〔 土地利用の基本的な考え方 〕

- 工業・流通系の産業の場として生み出された意志を受け継ぎ、今後も堅持する。
- 時代に応じた産業構造の変化は、地域の活性状態を維持する上で許容し、歓迎する。
但し、その変化が、工業・流通系という産業の枠を越えないよう留意する。

■ 協定に基づく審査

操業環境の変化が、周辺企業に致命的な不利益を生じさせないようにするため、審査に当たっては、周辺企業の理解を得るよう努める

■ 審査対象となる条件

- ①土地の所有権の取得又は移転、 ②事業内容の変更
- ③新築、増改築、④操業内容の変更

■ 建設してはならない用途(第6条)

- (1) まあじゃん屋、パチンコ屋、射的場 など
- (2) 神社、寺院、教会 など
- (3) カラオケボックス等
- (4) 「まちづくりの目標」 及び
「土地利用の基本的な考え方」に明らかに反するもの